

了鳥取県公報

平成15年3月31日(月) **号外第**35号

每週火:金曜日発行

目 次

規 鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則(18)(文化振興課)................5

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 ゴルフ場利用税に係る納入申告書の様式を改めることとした。(第60号様式関係)
- 2 地方自治法施行令の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。(第14条の2関係)
- **3** この規則は、平成15年 **4**月 **1**日から施行することとした。

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

- 1 文化芸術に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが文化芸術の振興のた めに行う公演、展示等の活動(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。) のため又はこれらの準備若しくは練習のために次の施設を利用するときは、その施設利用料を減額するこ ととするとともに、その減額後の料金を定めることとした。
- (1) 鳥取県立県民文化会館
- (2) 鳥取県立倉吉未来中心
- (3) 鳥取県立米子コンベンションセンター
- 2 財団法人鳥取県文化振興財団が1の(1)及び(2)の施設を利用するときは、その施設利用料及び設備利 用料を免除することとした。
- 3 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県景観形成条例による特定行為に係る届出義務の規定が適用除外となる者について、簡易保険福祉 事業団を削るとともに、新たに日本郵政公社を加えることとした。(第11条関係)
- 2 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 公園事業の対象となる施設に、自然再生施設を加えることとした。(第2条関係)
- 2 知事は、特別地域内において立入りが制限される区域の指定に当たっては、当該区域内の土地所有者等 の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとすることとした。(第13条の2関係)
- 3 特別地域内において、許可を受けないで行うことができる行為に、鳥取県希少野生動植物の保護に関す る条例の規定により許可を受けた行為を加えることとした。(第15条関係)

- 4 県若しくは市町村又は知事の指定する公園管理団体(以下「公園管理団体」という。)が、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときに当該公園の区域内の土地所有者等との間で締結する協定(以下「風景地保護協定」という。)で定める事項についての基準を定めることとした。(新第21条関係)
- 5 市町村又は公園管理団体が風景地保護協定を締結し、又は変更する場合の知事への協議又は認可の申請 に係る手続を定めることとした。(新第22条、第25条、様式第18号~様式第21号関係)
- 6 県若しくは市町村が風景地保護協定を締結しようとするとき、又は公園管理団体による風景地保護協定の認可の申請があったときの公告の方法等について定めるとともに、県若しくは市町村が風景地保護協定を締結し、又は知事が風景地保護協定の認可をしたときもこれと同様とすることとした。(第23条、第24条関係)
- 7 公園管理団体の指定に係る基準を定めることとした。(第26条関係)
- 8 公園管理団体の指定の申請等に係る手続を定めることとした。(第27条、第28条、様式第22号、様式第23 号関係)
- 9 次に掲げる行為のうち、特別地域内において許可を受けないで行うことができる行為を定めることとした。(別表第1関係)
 - (1) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
 - (2) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を 採取し、若しくは損傷すること。
 - (3) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - (4) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する地域へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- 10 鳥取県立自然公園条例の規定により原状回復等を行う者の身分証明書を定めることとした。(第20条、 新様式第16号関係)
- 11 鳥取県立自然公園条例の規定により立入検査等を行う職員の証明書の様式を改めることとした。(新様式第17号関係)
- 12 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 13 施行期日等
 - (1) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
 - (2) 次に掲げる規則について所要の規定の整備を行うこととした。
 - ア 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則
 - イ 鳥取県景観形成条例施行規則
 - ウ 鳥取県環境影響評価条例施行規則

規	則
---	---

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 **3**月31日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後

改 正 前

(口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付)

第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条に規定する自動払込みによるものに限る。)の方法(第50条第2項及び第4項において「口座振替等の方法」という。)によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替(自動払込み)依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に提出しなければならない。

2 略

3 知事は、前項の規定による通知があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をその者が預金口座を設け、又は郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金をしている指定金融機関等に直接送付しなければならない。

(証明書の交付)

第50条 略

2 前項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、有効期限を当該納税通知書又は納付書に係る自動車税の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書(当該納税者が第14条の2第3項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等に口座振替等の方法により自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書)を交付するものとする。

3 及び4 略

(口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付)

第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条に規定する自動払込みによるものに限る。)の方法(第50条第2項及び第4項において「口座振替等の方法」という。)によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替(自動払込み)依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)若しくは収納代理郵便官署に提出しなければならない。

2 略

3 知事は、前項の規定による通知があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をその者が預金口座を設け、又は郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金をしている指定金融機関等又は収納代理郵便官置に直接送付しなければならない。

(証明書の交付)

第50条 略

2 前項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、有効期限を当該納税通知書又は納付書に係る自動車税の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書(当該納税者が第14条の2第3項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等又は収納代理郵便官署に口座振替等の方法により自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書)を交付するものとする。

3 及び4 略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の2その2の第3片裏面及び第1号様式の3その6の裏面中「及び県内郵便局」を「鳥取県、島 根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局」に改める。

第60号様式を次のように改める。

第60号様式(第42条関係)

受付印	処理事項	入力確認	精査検算	納税番号	調定事由
年 月 日	特 住 別 (法人にあって たる事務所の				
職氏名様	収 義 氏 務 法人にあって 和 か及び代表者				(II)
	経所在営	地			
	施名設	称			
	電話番	号	自宅	経営 施設	

年 月 ゴルフ場利用税 納入申告書

		利用人員	税率	税額×
通	常 の 利 用	人	円	円
特	年齢65歳以上70歳未 満の者	人	円	円
例	ねんりんピック等の 出場選手	人	円	円
の利	国民体育大会に準ず る競技会の出場選手	1	m	m
用		<u> </u>	円	円
'''	早朝・薄暮	人	円	円
	小 計	人	円	円
	年齢18歳未満の者	人		
非	年齢70歳以上の者	人		
課	障 害 者	人		
税の利	国民体育大会の出場 選手	Y		
用	学 生 等	人		
	小 計	人		
	計	人	Pi	円

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 逋

鳥取県規則第18号

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立県民文化会館管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立県民文化会館管理規則(平成5年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)を加える。

孙 īF 绐 孙 īF 前

(利用料金の減免)

「減免」という。) は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定めるところにより行う。

- (1) ホール又は展示室を文化芸術に関する活動を行 う団体であって知事が別に定める基準に該当するも の(以下「文化芸術団体」という。)が文化芸術の 振興のために行う公演、展示等の活動(実費を超え る額の入場料又はこれに類するものを徴収しないも のに限る。以下「公演活動等」という。) のために 利用するとき 施設利用料の2分の1の額への減額
- (2) ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために 利用するとき 施設利用料の別表に定める額(文化 芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために 利用する場合にあっては、同表に定める額の2分の <u>1の額)</u>への減額
- (3) 財団法人鳥取県文化振興財団が利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除

(4) 略

(5) 略

2 略

(利用料金の減免)

第13条 条例第5条の規定による利用料金の減免(以下 │第13条 条例第5条の規定による利用料金の減免(以下 「減免」という。) は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定めるところにより行う。

> (1) ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために 利用するとき 別表に定める額への減額

(2) 略

(3) 略

2 略

(鳥取県立倉吉未来中心管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉未来中心管理規則(平成13年鳥取県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)を加える。

改 正 後 改 正 前 (利用料金の減免) (利用料金の減免) 第11条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次│第11条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところ の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところ により行う。 により行う。 (1) 大ホール又は小ホールを文化芸術に関する活動 を行う団体であって知事が別に定める基準に該当す るもの(以下「文化芸術団体」という。)が文化芸 術の振興のために行う公演、展示等の活動(実費を 超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しな いものに限る。以下「公演活動等」という。)のた めに利用するとき 施設利用料(冷房又は暖房をし たときに加算すべき部分を除く。) の2分の1の額 への減額 (2) 大ホール又は小ホール(可動席を使用する場合 (1) 大ホール又は小ホール(可動席を使用する場合 に限る。) を専ら練習又は準備のために利用すると に限る。) を専ら練習又は準備のために利用すると き 施設利用料の別表に定める額(文化芸術団体が き 別表に定める額への減額 専ら公演活動等の準備又は練習のために利用する場 <u>合にあっては、同表に定める額の2分の1の額)</u>へ の減額 (3) 財団法人鳥取県文化振興財団が利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除 (4) 略 (2) 略 (5) 略 (3) 略 (6) 略 (4) 略 2 略 2 略

(鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部改正)

第3条 鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則(平成9年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動別表」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動後別表」という。)が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号並びに別表の表示

を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分 に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 īF 後 改 īF 前

(利用料金の減免)

- の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところ により行う。
- (1) 多目的ホール又は小ホールを文化芸術に関する 活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該 当するもの(以下「文化芸術団体」という。)が文 化芸術の振興のために行う公演、展示等の活動(実 費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収 しないものに限る。以下「公演活動等」という。) のために利用するとき 施設利用料(電気を使用し たとき、又は冷房若しくは暖房をしたときに加算す べき部分を除く。以下同じ。) の2分の1の額への 減額
- (2) 多目的ホール又は小ホールを文化芸術団体が専 ら公演活動等の準備又は練習のために利用するとき 施設利用料の別表第1に定める額への減額
- (3) 多目的ホール (条例<u>別表の1の(1)のア</u>を適用 する場合に限る。) 又は小ホールを専ら準備又は練 習のために利用するとき(前号に掲げる場合を除く。) 施設利用料の別表第2に定める額への減額
- (4) 略
- (5) 略

<u> 別表第</u> (第10条関係)

□ 区 分	金額
多目的ホール(条例別表の	別表第2に定める額
1の(1)のアを適用する場	の2分の1の額
合に限る。) 又は小ホール	
を利用する場合	
多目的ホール(条例別表の	1時間につき3,380
1の(1)のイを適用する場	円(2分の1面を利
合に限る。) を利用する場	用する場合にあって
合	は、1,690円)

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時 間に1時間未満の端数があるときは、1時間として 計算するものとする。

<u> 別表第2</u> (第10条関係)

略

備考 略

(利用料金の減免)

第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次 第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところ により行う。

- (1) 多目的ホール (条例<u>別表の1の1の(1)</u>を適用 する場合に限る。) 又は小ホールを専ら準備又は練 習のために利用するとき 別表に定める額への減額
- (2) 略
- (3) 略

<u>別表</u>(第10条関係)

備考 略

略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第19号

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県景観形成条例施行規則(平成5年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第11条 条例第12条第 1 項第 2 号の規則で定める公共的 団体は、次に掲げる団体とする。	第11条 条例第12条第 1 項第 2 号の規則で定める公共的 団体は、次に掲げる団体とする。
(1)~(6) 略	(1)~(6)略
(7) <u>日本郵政公社</u> (8)~(12) 略	(7) <u>簡易保険福祉事業団</u> (8)~(12) 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第20号

鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項が存在しない場合には当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加

別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに別表の細目の表示を除く。以下この条に おいて「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに 追加条項等並びに別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場 合には、当該改正部分を削る。

> 孙 īF 绐

改 īF 前

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立自然公園条例(昭和38年 鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設 |第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設 は、次に掲げるものとする。

(**1**)~(11) 略

(12) 自然再生施設(損なわれた自然環境について、 当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良 好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備 されるものをいう。)

(特別地域内における行為の許可申請)

(公園事業の対象となる施設の種類)

第13条 略

(土地所有者等との協議)

第13条の2 知事は、条例第11条第3項第12号の区域の 指定に当たっては、当該区域内の土地について所有権、 地上権又は賃借権(臨時的な設備の設置その他の一時 使用の目的のために設定されたことが明らかなものを 除く。) を有する者の財産権を尊重し、これらの者と 協議するものとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

- 第15条 条例第11条第6項第1号に規定する規則で定め る行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関 する法律(平成4年法律第75号)第10条第1項の規 定により許可を受けて行う行為
 - (2) 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平 成13年鳥取県条例第51号)第12条第1項の規定によ り許可を受けて行う行為
 - (3)略
 - (4) 略
 - (5) 略
 - (6) 風致地区内における建築等の規制に関する条例 (昭和45年鳥取県条例第11号)第2条第1項の規定 により許可を受けて行う行為

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立自然公園条例(昭和38年 3月鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公園事業となる施設の種類)

は、次に掲げるものとする。

(**1**)~(11) 略

(特別地域内における行為の許可申請)

第13条 略

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第15条 条例第11条第6項第1号に規定する規則で定め る行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関 する法律(平成4年法律第75号)第10条第1項又は 第2項の規定により許可を受けて行う行為
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 風致地区内における建築等の規制に関する条例 (昭和45年3月鳥取県条例第11号)第2条第1項の 規定により許可を受けて行う行為

(7) 略

- (8) 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第 50号)第14条第1項又は第34条第1項の規定により 許可を受けて行う行為
- 2 条例第11条第6項第4号に規定する規則で定める行 為は、別表第1のとおりとする。

(普通地域内における届出を要しない行為)

第18条 略

2 条例<u>第13条第7項第4号</u>の規則で定める行為は、別 表第2のとおりとする。

(身分証明書の様式)

- 第20条 条例第14条第3項の規定により原状回復等を行 う者の携帯する証明書は、様式第16号による。
- 2 条例第15条第3項の規定により同条第2項に規定す る職員の携帯する証明書は、様式第17号による。

(風景地保護協定の基準)

- 第21条 条例第17条の2第3項第3号に規定する規則で 定める基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) 条例第17条の2第1項第1号に規定する風景地 保護協定区域(以下「風景地保護協定区域」という。) は、その境界が明確に定められていること。
 - (2) 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕 作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の 放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供 されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供さ れないと見込まれる農用地以外の農用地を含まない こと。
 - (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の 方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹 の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、 植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等 の施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、 自然の風景地の保護に関連して必要とされるもので あること。
 - (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に 関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、 植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通 路、さくその他これらに類する施設の整備に関する 事項で、自然の風景地の適正な保護に資するもので <u>あること。</u>
 - (5) 条例第17条の2第1項に規定する風景地保護協 定(以下「風景地保護協定」という。)の有効期間 は、5年以上20年以下であること。
 - (6) 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反 した者に対して不当に重い負担を課するものでない <u>こと。</u>

(6) 略

- (7) 鳥取県文化財保護条例(昭和34年12月鳥取県条 例第50号)第14条第1項又は第34条第1項の規定に より許可を受けて行う行為
- 2 条例第11条第6項第3号に規定する規則で定める行 為は、別表第1のとおりとする。

(普通地域内における届出を要しない行為)

第18条 略

2 条例第13条第7項第3号の規則で定める行為は、別 表第2のとおりとする。

(身分証明書の様式)

第20条 条例第15条第2項の規定により当該職員の携帯 する証明書は、様式第16号による。

- (7) 風景地保護協定は、関係法令及び他の条例並び にこれらに基づく計画と整合性のとれたものである こと。
- (8) 風景地保護協定は、河川法(昭和39年法律第167 号)、海岸法(昭和31年法律第101号)その他これら に関係する関係法令又は条例の規定に基づく公共用 物の管理に特段の支障が生じないものであること。

(風景地保護協定の締結の協議等)

- 第22条 条例第17条の2第4項の規定による同意を得よ うとする者は、様式第18号による協議書を知事に提出 しなければならない。
- 2 条例第17条の2第5項の規定による認可を受けよう とする者は、様式第19号による申請書を知事に提出し なければならない。

(風景地保護協定の公告)

- 第23条 条例第17条の3第1項(条例第17条の6において準用する場合を含む。)及び第2項(条例第17条の6において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報への登載又は掲示場への掲示により行うものとする。
 - (1) 風景地保護協定の名称
 - (2) 風景地保護協定区域
 - (3) 風景地保護協定の有効期間
 - (4) <u>風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の</u> 方法
 - (5) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に 関連して必要とされる施設が定められたときは、そ の施設
 - (6) 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の公告)

第24条 前条の規定は、条例第17条の5第1項又は第2 項(条例第17条の6において準用する場合を含む。) の規定による公告について準用する。

(風景地保護協定の変更の協議等)

- 第25条 条例第17条の6において準用する条例第17条の 2第4項の規定による同意を得ようとする者は、様式 第20号による協議書を知事に提出しなければならない。
- 2 条例第17条の6において準用する条例第17条の2第 5項の規定による認可を受けようとする者は、様式第 21号による申請書を知事に提出しなければならない。

(公園管理団体の指定基準)

第26条 条例第17条の8第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められる法人について行うものとする。

- (1) 自然環境に関する科学的知見を有していること その他条例第17条の9各号に掲げる業務を適正かつ 確実に行うことができる技術的な基盤を有すること。
- (2) 十分な活動実績を有していることその他条例第 17条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うこ とができる人員及び財政的基礎を有すること。

(公園管理団体の指定の申請)

第27条 条例第17条の8第1項の規定による指定を受け ようとする者は、様式第22号による申請書を知事に提 出しなければならない。

(公園管理団体の名称等の変更の届出)

第28条 条例第17条の8第3項の規定による届出は、様 式第23号による届出書を知事に提出してしなければな らない。

(損失の補償の請求)

第29条 条例第18条の規定による損失の補償の請求は、 様式第24号による請求書を知事に提出してしなければ ならない。

(書類の提出部数)

第30条 略

別表第1(第15条関係)

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することで あって次に掲げるもの

ア~カ略

キ 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定す る砂防設備、河川法第3条第2項に規定する河川 管理施設(樹林帯を除く。) 森林法第41条第1項 又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る 施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施 設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第 2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾 斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜 地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

ク~タ 略

(2)~(5)略

- (6) 条例第11条第1項第6号の規定により知事が指 定する物を集積し、又は貯蔵することであって次に <u>掲げるもの</u>
 - ア 1.5メートル以下の高さで、かつ、10平方メー トル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
 - イ 耕作の事業に伴い、明らかに風致の維持に支障 のない範囲内で物を集積し、又は貯蔵すること。

(損失の補償の請求)

第21条 条例第18条の規定による損失の補償の請求は、 様式第17号による請求書を知事に提出してしなければ ならない。

(書類の提出部数)

第22条 略

別表第1(第15条関係)

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することで あって次に掲げるもの

ア~カ 略

キ 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定す る砂防設備、河川法(昭和39年法律第167号)第 3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除 く。) 森林法第41条第1項又は第3項の規定によ リ行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31 年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保 全施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号) 第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急 傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭 和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾 斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

ク~タ 略

(2)~(5) 略

- ウ 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、 伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵する こと。
- 工 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木く ずを集積し、又は貯蔵すること。
- オ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公 共の用に供する水路の管理のために必要な物を集 <u>積し、又は貯蔵すること。</u>
- 力 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維 持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- + 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区 域又は同法第3条に規定する海岸保全区域の管理 のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- ク 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地す べり防止区域の管理のために必要な物を集積し、 又は貯蔵すること。
- ケ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の 管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵するこ
- コ 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設におい て荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵する <u>こと。</u>
- (7) 宅地内にある植物で、条例第11条第3項第9号 の規定により知事が指定するものを採取し、又は損 傷すること。
- (8) 条例第11条第3項第10号の規定により知事が指 定する動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれら の卵を採取し、若しくは損傷することであって次に 掲げるもの
 - ア 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺 <u>傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷す</u>
 - イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動 物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。
- (9) 条例第11条第3項第12号の規定により知事が指 定する区域(以下「指定区域」という。)内に立ち 入ることであって次に掲げるもの
 - ア 農業を営むために通常行われる行為のために立 <u>ち入ること。</u>
 - <u>イ</u> 森林の保護管理のために立ち入ること。
 - ウ 林道の整備に当たって必要な事前調査のために <u>立ち入ること。</u>
 - 工 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保 安林、同法第29条若しくは第30条の**2**に規定する 保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設 地区若しくは同法第44条の規定により保安施設地 区として指定しようとする森林若しくは原野その 他の土地の管理若しくはこれらの指定を目的とす

(6) 宅地内にある植物で、条例第11条第3項第8号 の規定により知事が指定するものを採取し、又は損 傷すること。

る調査又は同法第41条第3項に規定する保安施設 事業の実施に当たって必要な事前調査のために立 ち入ること。

- オ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公 共の用に供する水路の管理又はその指定を目的と する調査(同法第6条第1項に規定する河川区域 の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全 区域の指定、又は同法第56条第1項の規定による 河川予定地の指定を目的とするものを含む。)の ために立ち入ること。
- 力 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しく は維持又は同法第2条の規定により指定された土 地の監視のために立ち入ること。
- 主 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区 域又は同法第3条に規定する海岸保全区域の管理 のために立ち入ること。
- ク 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地す べり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、 同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の 管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指 定を目的とする調査のために立ち入ること。
- ケ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の 管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域 の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- <u>コ</u> 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。
- サ 土地又は木竹について所有権その他使用及び収益を目的とする権利を有する者がその権利に基づ く行為を行うために立ち入ること。
- <u>シ</u> 指定区域内に存する施設の維持管理を行うため に立ち入ること。
- ス 指定区域の隣接地において、条例第11条第3項 の許可を受けた行為又はこの表の各号に掲げる行 為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入 ること。
- セ 遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。) 犯罪の予防又は捜査その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。
- <u>ソ</u> 法令又は他の条例の規定による検査、調査その 他これらに類する行為を行うために立ち入ること。
- (10) 条例<u>第11条第3項第13号</u>の規定により知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

ア~シ 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるものア~オ 略

(7) 条例第11条第3項第9号の規定により知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、 又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

ア~シ 略

(8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもの ア~オ 略 力 農地法(昭和27年法律第229号)第44条第1項 の規定により買収した土地、自作農の創設又はそ の経営の安定の目的に供するため農林水産大臣が 所管換え又は所属替えを受けた土地及び公有水面 埋立法(大正10年法律第57号)により農林水産大 臣が造成した埋立地の開墾その他開発のためにす る行為(これらの土地の売渡し後の行為を含む。)

(12) 略

(9)略

別表第2(第18条関係)

(1)~(5)略

(**6**) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるものア <u>別表第**1**第11号アからカ</u>までに掲げる行為

イ 略

(7)略

別表第2(第18条関係)

(1)~(5)略

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもの ア <u>別表第1第8号アからオ</u>までに掲げる行為

イ略

(7)略

第2条 鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。 様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

様式第13号(第13条関係)

県立自然公園特別地域内行為許可申請書

職 氏 名 樣

鳥取県立自然公園条例第11条第3項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者

Œ

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

雷話番号

(該当する番号を で囲むこと。)

- 1 工作物の新築、改築又は増築
- 2 木竹の伐採
- 3 鉱物(土石)の掘採(採取)
- 4 水位(量)の増減
- 5 広告物等の設置等
- 6 土石等の集積又は貯蔵

行 為 の 種 類 7 水面の

- 7 水面の埋立て又は干拓
- 8 土地の開墾又は形状変更

	9高山植物等の採取又は損傷10動物又はその卵の捕獲、殺傷等11屋根等の色彩の変更12指定区域内への立入り13指定区域内における車馬の使用等
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	別紙のとおり
行為の着手及び完了の予定日	
備考	

- 注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 - 2 備考欄には、当該行為が法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その処分の申請又は届出の年月日、許可、認可等の年月日及び許可、認可等又は届出の番号を記載すること。
 - 3 行為の施行方法は、別紙とし、行為の種類に応じ、次に掲げる事項を記載すること。

1 工作物の新築、改築		工作物の種類
又は増築	2	敷地の面積
	3	規模及び構造
	4	主要材料
	5	外部の仕上げ及び色彩
	6	関連行為の概要
	7	工事施行後の周辺の取扱い
2 木竹の伐採	1	林況(林種、樹種、林令、森林全面積及び総蓄積)
	2	伐採種別(主伐、皆伐、単木択伐、塊状択伐、間伐等)
	3	伐採面積
	4	平均樹齢
	5	平均胸高直径
	6	伐採材積
	7	伐採材積歩合
	8	伐採設備
	9	伐採跡地の取扱い
	10	関連行為の概要
3 鉱物(土石)の掘採	1	鉱物又は土石の種類
(採取)	2	採取方法の種別 (露天堀、坑道堀、横坑道、縦坑、斜坑等)
	3	掘採又は採取の量
	4	土地形質変更の面積
	5	掘採又は採取後の土地形質の状況
	6	掘採又は採取による土地形質変更後の取扱い
	7	関連行為の概要
	8	掘採又は採取後の周辺の取扱い
4 水位(量)の増減	1	水位又は水量の増減の原因となる行為
	2	水位又は水量の増減の及ぶ範囲

1	
	3 水位又は水量の増減の量及び時期、施行設備
	4 工事施行設備
	5 関連行為の概要
5 広告物等の設置等	1 広告物等の種類
	2 工作物として設置する場合の敷地面積
	3 工作物等に掲出し、又は表示する場合の工作物等の種類
	4 規模、構造、主要材料、色彩、表示の内容及び仕様の概要
6 土石等の集積又は貯	1 集積物又は貯蔵物の種類
蔵	 2 集積又は貯蔵の規模
	3 集積又は貯蔵の方法
	4 土地使用面積
	 5 関連行為の概要
	│ │ 6 集積又は貯蔵のための設備
	7 集積又は貯蔵後の跡地の取扱い
7 水面の埋立て又は干	1 埋立又は干拓の面積
が 小面の埋立て又は十 拓	2 工事の施行方法
14	3 埋立又は干拓後の取扱い
	4 関連行為の概要
	5 埋立又は干拓後の周辺の取扱い
8 土地の開墾又は形状	1 土地の形状変更の原因となる行為
変更	2 行為地の状況
	3 施行面積
	4 施行に伴う土地の形状変更状況
	5 施行設備
	6 施行後の取扱い
9 高山植物等の採取又	1 採取物又は損傷物の種類
は損傷	2 採取物又は損傷物の数量
	3 採取又は損傷の方法
10 動物又はその卵の捕	1 動物又は卵の種類
獲、殺傷等	2 捕獲、殺傷等をする数量
	3 捕獲、殺傷等の方法
	4 関連行為の概要
11 屋根等の色彩の変更	1 色彩を変更する物の種類
	2 色彩を変更する箇所及び規模
	3 現在の色彩
	4 変更後の色彩
12 指定区域内への立入	1 立ち入る人数及び氏名
1)	2 立ち入る期間
	3 立ち入る経路又は範囲
	4 立ち入る方法
	5 関連行為の概要
 13 指定区域内における	1 行為の種類
車馬の使用等	1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
+ 一	3 関連行為の概要
	3
	* 1」河夜の秋秋い

添付書類

1 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠 配色図
- 4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の断面図

樣式第14号(第14条関係)

県立自然公園特別地域内既着手行為等届出書

職 氏 名 様

鳥取県立自然公園条例第11条第4項(第5項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者

氏 名 卿

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

行 為	Ø	種	類	(該当する番号を で囲むこと。) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 鉱物(土石)の掘採(採取) 4 水位(量)の増減 5 広告物等の設置等 6 土石等の集積又は貯蔵 7 水面の埋立て又は干拓 8 土地の開墾又は形状変更 9 高山植物等の採取又は損傷 10 動物又はその卵の捕獲、殺傷等 11 屋根等の色彩の変更 12 指定区域内への立入り 13 指定区域内における車馬の使用等
行 為	တ	目	的	
行 為	の	場	所	
行 為 の	施	行 方	法	別紙のとおり
既着手行為 完了の(予)			及び	
備			考	

- 注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 - 2 備考欄には、当該行為が法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届 出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その処分の申請又は届出の年月日、 許可、認可等の年月日及び許可、認可等又は届出の番号を記載すること。
 - 3 行為の施行方法は、別紙とし、行為の種類に応じ、次に掲げる事項を記載すること。

5			、仃為の種類に心し、次に掲げる事項を記載すること。
	1 工作物の新築、改築	1	工作物の種類
	又は増築	2	敷地の面積
		3	規模及び構造
		4	主要材料
		5	外部の仕上げ及び色彩
		6	関連行為の概要
		7	工事施行後の周辺の取扱い
	2 木竹の伐採	1	林況(林種、樹種、林令、森林全面積及び総蓄積)
		2	伐採種別 (主伐、皆伐、単木択伐、塊状択伐、間伐等)
		3	伐採面積
		4	平均樹齡
		5	平均胸高直径
		6	伐採材積
		7	伐採材積歩合
		8	伐採設備
		9	伐採跡地の取扱い
		10	関連行為の概要
	3 鉱物(土石)の掘採	1	鉱物又は土石の種類
	(採取)	2	採取方法の種別 (露天堀、坑道堀、横坑道、縦坑、斜坑等)
		3	掘採又は採取の量
		4	土地形質変更の面積
		5	掘採又は採取後の土地形質の状況
		6	掘採又は採取による土地形質変更後の取扱い
		7	関連行為の概要
		8	掘採又は採取後の周辺の取扱い
	4 水位(量)の増減	1	水位又は水量の増減の原因となる行為
		2	水位又は水量の増減の及ぶ範囲
		3	水位又は水量の増減の量及び時期、施行設備
		4	工事施行設備
L		5	関連行為の概要
	5 広告物等の設置等	1	広告物等の種類
			工作物として設置する場合の敷地面積
			工作物等に掲出し、又は表示する場合の工作物等の種類
		4	規模、構造、主要材料、色彩、表示の内容及び仕様の概要
	6 土石等の集積又は貯	1	集積物又は貯蔵物の種類
	蔵	2	集積又は貯蔵の規模
		3	集積又は貯蔵の方法
		4	土地使用面積
		5	関連行為の概要
			集積又は貯蔵のための設備
L		7	集積又は貯蔵後の跡地の取扱い
Н			

7 水面の埋立て又は干	1 埋立又は干拓の面積
拓	2 工事の施行方法
	3 埋立又は干拓後の取扱い
	4 関連行為の概要
	5 埋立又は干拓後の周辺の取扱い
8 土地の開墾又は形状	1 土地の形状変更の原因となる行為
変更	2 行為地の状況
	3 施行面積
	4 施行に伴う土地の形状変更状況
	5 施行設備
	6 施行後の取扱い
9 高山植物等の採取又	1 採取物又は損傷物の種類
は損傷	2 採取物又は損傷物の数量
	3 採取又は損傷の方法
10 動物又はその卵の捕	1 動物又は卵の種類
獲、殺傷等	2 捕獲、殺傷等をする数量
	3 捕獲、殺傷等の方法
	4 関連行為の概要
11 屋根等の色彩の変更	1 色彩を変更する物の種類
	2 色彩を変更する箇所及び規模
	3 現在の色彩
	4 変更後の色彩
12 指定区域内への立入	1 立ち入る人数及び氏名
IJ	2 立ち入る期間
	3 立ち入る経路又は範囲
	4 立ち入る方法
	5 関連行為の概要
13 指定区域内における	1 行為の種類
車馬の使用等	2 行為の範囲
	3 関連行為の概要
	4 行為後の取扱い

添付書類

- 1 鳥取県立自然公園条例第11条第4項の規定による場合 次に掲げる書類
- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び 意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の断面図
- 2 鳥取県立自然公園条例第11条第5項の規定による場合 1(1)に掲げる書類

様式第16号を次のように改める。

様式第16号(第20条関係)

(表)

第 号

身分証明書

この証明書を携帯する者は、鳥取県立自然公園条例第14条第2項の規定による原状回復等を行う者である。

職氏名

年 月 日発行

職 氏名

印

(裏)

鳥取県立自然公園条例(抄)

(中止命令等)

- 第14条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第11条第3項の規定、第12条の規定により許可に付せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- **3** 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

様式第17号を様式第24号とし、様式第16号の次に次の7様式を加える。

様式第17号(第20条関係)

(表)

第 号

身分証明書

この証明書を携帯する者は、鳥取県立自然公園条例第15条第2項の規定による立入検査等を行う職員である。

職氏名

年 月 日発行

職 氏名

EП

(裏)

鳥取県立自然公園条例(抄)

(報告の徴収及び立入検査)

- 第15条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第11条第3項の規定による許可を受けた者又は第13条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、第11条第3項、第13条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第11条第3項各号若しくは第13条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- **3** 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)~(3)略

(4) 第15条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

様式第18号(第22条関係)

風景地保護協定締結協議書

職氏 名 様

鳥取県立自然公園条例第17条の2第4項の規定による同意を得たいので、次のとおり協議します。

年 月 日

印 市町村長

協定	の 名	称							
	場	所							
協定区域	面	積							
協定区域及び	その付近の	状況							
協定の	有 効 期	間	年	月	日から	年	月	日まで	
自然の風景地									
自然の風景地の保護に関連して 必要とされる施設									
協定に違反した場合の措置									
備		考							

注 備考欄には、当該協定に基づく行為が法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処 分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その処分の申請又は届出の年月 日、許可、認可等の年月日及び許可、認可等又は届出の番号を記載すること。

- 1 風景地保護協定書の案の写し
- 2 風景地保護協定区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- 3 風景地保護協定区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色 写真
- 4 自然の風景地の管理の方法について記載された書類
- 5 自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備を行う場合は、その施設の規模及び構造を 明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 6 風景地保護協定区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時的な設備の設置その他の一 時使用の目的のために設定されたことが明らかなものを除く。) を有する者の同意書の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第19号(第22条関係)

風景地保護協定締結認可申請書

職 氏 名 様

鳥取県立自然公園条例第17条の2第5項の規定による認可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の所在地

申請者名称

(FI)

電話番号

協定	の名	称							
성 후 도 분	場	所							
協定区域	面	積							
協定区域及び	その付近の	D状況							
協定の	有 効 其	月 間	年	月	日から	年	月	日まで	
自然の風景均	也の管理の	方法							
自然の風景地の必要とされるが		連して							
協定に違反し	した場合の	措置							
備		考							

注 備考欄には、当該協定に基づく行為が法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その処分の申請又は届出の年月日、許可、認可等の年月日及び許可、認可等又は届出の番号を記載すること。

- 1 風景地保護協定書の案の写し
- 2 風景地保護協定区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- 3 風景地保護協定区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 4 自然の風景地の管理の方法について記載された書類
- 5 自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備を行う場合は、その施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 6 風景地保護協定区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時的な設備の設置その他の一時使用の目的のために設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者の同意書の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第20号(第25条関係)

風景地保護協定変更協議書

職氏 名 様

鳥取県立自然公園条例第17条の6において準用する第17条の2第4項の規定による同意を得たいので、 次のとおり協議します。

年 月 日

市町村長	비

同意	同意を得た年月日及び番号					年	月	日	第	号		
協	定	Ø	名	称								
変	更	Ø	内	容								
変 更	更を必	要と	する	理由								
備				考								

- 注 1 協定の名称は、変更前の協定の名称を記載すること。
 - 2 備考欄には、変更しようとする事項が法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他 の処分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その処分の申請又は届 出の年月日、許可、認可等の年月日及び許可、認可等又は届出の番号を記載すること。

- 1 変更後の風景地保護協定書の案の写し
- 2 変更しようとする事項が風景地保護協定区域、自然の風景地の管理の方法又は自然の風景地の保護 に関連して必要とされる施設の位置、規模若しくは構造に係るものであるときは、次に掲げる書類の うち、当該変更に係るもので、変更の内容を明らかにしたもの
 - (1) 風景地保護協定区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 風景地保護協定区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天 然色写真
- (3) 自然の風景地の管理の方法について記載された書類
- (4) 自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備を行う場合は、その施設の規模及び構 造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 3 風景地保護協定区域を追加する場合は、追加する風景地保護協定区域内の土地について所有権、地 上権又は賃借権(臨時的な設備の設置その他の一時使用の目的のために設定されたことが明らかなも のを除く。)を有する者の同意書の写し
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第21号(第25条関係)

風景地保護協定変更認可申請書

職 氏 名 様

鳥取県立自然公園条例第17条の6において準用する第17条の2第5項の規定による認可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 主たる事務所の所在地

申請者 名称

(ED)

電話番号

認可	認可を受けた年月日及び番号					年	月	日	第	号		
協	定	Ø	名	称								
変	更	Ø	内	容								
変 更	を必	要と	する	理由								
備				考								

- 注 1 協定の名称は、変更前の協定の名称を記載すること。
 - 2 備考欄には、変更しようとする事項が法令又は他の条例の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その処分の申請又は届出の年月日、許可、認可等の年月日及び許可、認可等又は届出の番号を記載すること。

- 1 変更後の風景地保護協定書の案の写し
- 2 変更しようとする事項が風景地保護協定区域、自然の風景地の管理の方法又は自然の風景地の保護 に関連して必要とされる施設の位置、規模若しくは構造に係るものであるときは、次に掲げる書類の うち、当該変更に係るもので、変更の内容を明らかにしたもの
 - (1) 風景地保護協定区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - (2) 風景地保護協定区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天 然色写真
- (3) 自然の風景地の管理の方法について記載された書類
- (4) 自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備を行う場合は、その施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 3 風景地保護協定区域を追加する場合は、追加する風景地保護協定区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時的な設備の設置その他の一時使用の目的のために設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者の同意書の写し
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第22号(第27条関係)

公園管理団体指定申請書

職 氏 名 様

鳥取県立自然公園条例第17条の8第1項の規定による指定を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

(FI)

電話番号

法	人	の	名	称
法	人	の	目	的
活	動実	績	の概	要
業務	を行う県	立自	然公園の	名称
業	務	の	種	類
備				考

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 役員名簿
- 3 組織概要
- 4 設立趣旨書
- 5 公園管理団体の指定についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 6 自然公園の管理業務を適正かつ確実に行うことができる技術的基盤を有することを証する書面
- 7 過去3年間の活動実績を記載した書面
- 8 今後3年間の業務計画を記載した書面
- 9 当該年度の収支予算書及び前年度の収支決算書
- 10 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 11 その他知事が必要と認める書類

様式第23号(第28条関係)

公園管理団体変更届

職 氏 名 様

次のとおり公園管理団体の(名称、主たる事務所の所在地)を変更するので、鳥取県立自然公園条例第 17条の8第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

印

電話番号

指定	を受け	た年月	日及び	番号	年	月		日	第	号		
	前の(名 在地)	当称、主	こたる事	務所								
1	後の(名 在地)	され、主	たる事	務所								
変	更	年	月	日	年	月	日					
備				考								

注 括弧内は、いずれかを 印で囲んでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める 規則(平成12年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前							
(市町村等が処理する事務の範囲)	(市町村等が処理する事務の範囲)							
第2条 略	第2条略							
2 及び3 略	2及び3 略							
4 条例別表14の項に規定する規則で定める事務は、鳥	4 条例別表14の項に規定する規則で定める事務は、鳥							
取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第	取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第							
69号)に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。	69号)に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。							

(1)~(8)略

(9) 第29条の規定による請求書の受理及び知事への

5~8 略

(1)~(8)略

(9) <u>第21条</u>の規定による請求書の受理及び知事への

5~8 略

(鳥取県景観形成条例施行規則の一部改正)

3 鳥取県景観形成条例施行規則(平成5年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(特定行為に係る適用除外行為等) 第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める行為は、 次に掲げるものとする。 (1) 自然公園法(昭和32年法律第161号) <u>第9条第</u> <u>3項</u> 又は <u>第10条第3項</u> の規定により認可を受けて行 う行為、同法 <u>第13条第3項</u> 、 <u>第14条第3項</u> 又は <u>第24条第3項</u> の規定により許可を受けて行う行為及び同 法 <u>第26条第1項</u> の規定により届け出て行う行為 (2)~(9)略	(特定行為に係る適用除外行為等) 第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める行為は、 次に掲げるものとする。 (1) 自然公園法(昭和32年法律第161号) <u>第14条第</u> <u>3項</u> 又は <u>第15条第3項</u> の規定により認可を受けて行 う行為、同法第17条第3項、第18条第3項又は <u>第18</u>

(鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

4 鳥取県環境影響評価条例施行規則(平成11年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

5	攻 正 後	改 正 前							
別表第 5 (第42条	関係)	別表第5(第42条関係)							
事業の種類	許認可等		事業の種類	許認可等					
1~7 略			1~7 略						
8 条例別表	ア及びイ 略		8 条例別表	ア及びイ 略					
第10号から	ウ 自然公園法(昭和32年法律第		第10号から	ウ 自然公園法(昭和32年法律第					
第13号まで	161号) <u>第13条第3項</u> 若しくは		第13号まで	161号) <u>第17条第3項</u> 若しくは					
及び第15号	<u>第14条第 3 項</u> の規定による許可		及び第15号	<u>第18条第3項</u> の規定による許可					
に掲げる事	又は同法 <u>第26条第2項</u> の規定に		に掲げる事	又は同法 <u>第20条第2項</u> の規定に					
業	よる命令		業	よる命令					
9 略			9 略						

30	平成15年 3 月31日	月曜日	馬	圦	県	公	牧	(号外)第35号
1								